

- 1 会議名 市民参加条例検討特別委員会（第1回）
2 日時 平成27年6月26日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分
3 場所 第2・第3委員会室
4 出席議員 15名
5 欠席議員 なし
6 説明員 総務部長奥村邦夫、協働推進課長小松 浩
協働推進課主幹竹井鉄次、同主事須藤 隆
7 事務局出席者 議会事務局長尾関友康、同主査田島勝己
8 委員長あいさつ
9 総務部長あいさつ

10 報告事項

① 平成26年度市民参加条例検討特別委員会の報告

委員長から資料をもとに説明

② 第13回市民参加条例検討特別委員会（6月12日開催）の報告

協働推進課長から説明

櫻井伸賢委員：次回の7月10日で市長への答申を提出するようだが、タイムスケジュールにおいて、予定どおりに進んでいるか。

協働推進課長：委員会の最後で小林先生からのお話のとおり、同じ議論を繰り返す場合、議論する必要のある項目を整理するよう委員長から委員に伝えられております。事務局としても次回の検討委員会で市長に提出できるように進めていけるものと思っております。

11 協議事項

（1）今後の進め方及びスケジュールについて

① 今後の進め方について

黒川 武委員長から説明

黒川 武委員長：月に1回開催することを基本としつつ、場合によって月に複数回開催することもある。執行機関の協力をお願いしたい。

黒川 武委員長：7月10日の検討委員会は、残った条文の調整を行いながら、そのときに市長へ素案を提出するのは、答申となるのか。

協働推進課長：そのとおりです。

黒川 武委員長：今後の進め方について、以後の特別委員会において、意見を聴きながら丁寧に進めていきたい。場合によっては幅広く意見を

求める方法もあると思うので、委員の皆さんから必要に応じて提案していただければと思う。今日、ここで決めたからここで行うものでなく、引き続き今後の進め方について意見をいただきたい。

② 今後のスケジュールについて

協働推進課長から資料をもとに説明

関戸郁文委員：シンポジウムが開催されるが、どのような内容なのか。

協働推進課主幹：このシンポジウムは、市民参加条例の説明、先進地事例の紹介を行います。パネルディスカッションも行いますが、小林先生、市民参加条例の検討に携わった方、先進地自治体職員を招いて実施する予定をしております。

黒川 武委員長：改めて市民に対し広報やチラシ、ホームページで周知するものなのか。

協働推進課主幹：ご質問のとおり、広報やホームページにて開催の周知をしていきます。

関戸郁文委員：シンポジウムの目的がはっきりとわからないので、目的を教えてほしい。

協働推進課主幹：目的は市民参加条例に理解を深めていただくこと、市民参加、協働を実践している地域の事例に市民が触れていただく機会を設けることで、そういった話をしながら岩倉市に取り組んでいく気運を高めていく狙い、市民にパネラーになっていただくことで、行政とともに市民参加を支えていただく先導者となる自覚を持っていただける機会になることを目的として考えています。

塚本秋雄委員：資料によるとパブリックコメントを30日間実施するのは市民対象と思う。庁内パブリックコメントは、説明がされていないが、どの範囲でどのような感じで行うのか。

協働推進課長：庁内パブリックコメントは、庁内の職員に同じ形で素案に対するパブリックコメントを実施するものです。

塚本秋雄委員：議会は独自で委員会を開催して、当局の条例案が出た段階で即して検証している。議会への説明は今までやってきたことが説明になるのか。議会に対するパブリックコメントはないので、議案になって提出されて審議されることか。

協働推進課長：最終的に議案となって提出するのが、議会に対する提出という形で考えております。

大野慎治委員：庁内パブリックコメントの実施は自治基本条例を制定する際にも実施したのか。

協働推進課長：同じように実施しております。

大野慎治委員：ほかの条例の際も、同じように実施しているのか。

協働推進課長：自治基本条例の際には実施しましたが、すべての条例について実施しているかは把握しておりません。

榊谷規子委員：これまでに実施したパブリックコメントは、総じて市民の意見が少ないようだ。シンポジウムの開催、庁内パブリックコメントを行うことと位置づけているようだが、それ以外に、より市民の意見をいただくためのアクションを考えているのか。

協働推進課主幹：現在、ほかに意見聴取は考えておりません。

榊谷規子委員：シンポジウムの内容を聞いたらパネルディスカッションを行うようだが、いろいろな立場の人にシンポジウムで発表してもらうのか、パネラーとして呼ぶのかどのように区別するのか。

協働推進課主幹：条例案の発表では、検討委員会において識見者として小林先生と、参加していただいた市民委員から発表していただき、事例の紹介として他市の市民参加条例等にかかわった造詣が深い方をお招きしてお話していただく予定で、その後パネルディスカッションを行います。その全体を捉えてシンポジウムと位置づけております。

黒川 武委員長：シンポジウムは8月23日のようだが、パブリックコメントの期間は、シンポジウム終了後からなのか、並行して実施するのか。

協働推進課長：今のところ8月から30日間をパブリックコメントの期間と考えております。同時にシンポジウム開催時にもパブリックコメントについても周知を行い、コメントを寄せていただくことを考えております。

黒川 武委員長：今の検討委員会の委員の任期は、いつまでとなっているか。

協働推進課主幹：委員の任期は、市民参加条例の素案の提出までであります。

黒川 武委員長：7月10日までなのか。

協働推進課主幹：おっしゃるとおりです。

木村冬樹委員：これまで論点整理をして意見を出していると思う。市民参加条例検討委員会が行われている中で議会の議論は反映することなく議論が進められて素案ができています。12月定例会の議案として上程されるので、事前審査とならないよう考慮しなければならない。次回からの進め方はどういう形になるのか。議会で進めるのか。当局を呼

んで行うのか。

黒川 武委員長：検討委員会の素案に対する検討を行い、7月10日以降は答申案となる。検討委員会の素案又は答申案をもとに議論を進める。執行機関側の職員には検討委員会で議論した経過、根拠にどのような意見があったか理解度を深めるために出席を要請したい。

木村冬樹委員：事前審査を考えないことでよい。

黒川 武委員長：あくまでも論点、委員の意見交換を行いながら議論したことが、議案上程された時に審議に生かせるよう結び付けていきたい。実際やってみないとわからないところもある。事前審査の領域に含むならば、正副委員長で整理したい。自由に議論していきたい。シンポジウム、パブリックコメント、報告会が執行機関側で予定されている。特別委員会でその都度対応したい。

次回の委員会を7月13日に開催したらどうか。

協働推進課長：7月10日に委員会が終了して間もない13日に特別委員会を開催する場合、7月10日の委員会結果を踏まえた資料を手配するのは難しいと思いますが、出席することについては調整が可能です。

宮川 隆委員：委員会にかかわることであるが、理想で言えば、議会として対案が出せるレベルに上げるのが理想であるが難しい状況で、当局が進めるものに対して、議会の方向性を進めていると理解している。12月定例会で議案として上程されたときには是非に関して議会の意見を出さないといけないが、方向性とこれまで行われた中での意見を我々がどのように聞き取ればよいのか、現在の資料でほぼ固まっていると思う。現状で当局から説明できる範囲、第14回の委員会が終了した時点で質問できる範囲内で答えてもらえば、委員会として進めることはできるのでないか。

黒川 武委員長：第13回の委員会の内容から考えると、大きな修正はないようである。修正がある場合は報告してもらうこととし、次回の開催日は、7月13日午後1時30分から開催する。(了承)

次第(2)市民参加条例(素案)に対する検討については、次回から行いたい。(了承)